

2021年6月17日

**「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」における
「事前確認通知番号」の発行について**

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、2021年6月16日（水）より、政府が実施する「月次支援金」給付事業における「登録確認機関」として、当行と事業性融資のお取引がある事業者さまより、給付申請に必要な事前確認通知番号の発行を承っております。

（当行と事業性融資のお取引のある事業者さま）

- ・月次支援金事務局のホームページより、申請IDを取得の上、融資担当者宛にお電話またはご来店いただき、事前確認の希望をお申し出ください。
- ・融資担当者より、事業の状況や月次支援金の概要をご理解いただいているか等について確認させていただきます。
- ・なお、事前確認通知番号の発行は無料で承っております。

（当行と事業性融資のお取引のない事業者さま）

月次支援金事務局が設置する以下のホームページに掲載されている登録確認機関または相談窓口へご連絡ください。

<月次支援金事務局 ホームページ >

URL : <https://ichijishienkin.go.jp/>

<月次支援金事務局 相談窓口 >

TEL : 0120-211-240

IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6629-0479（通話料がかかります）

以上